**令和７年度　沖縄市学力向上推進事業　学力調査（中３対象）業務委託**

**企画提案実施要領**

１　趣旨

　　本市では児童生徒の学力を全国水準に押し上げることを目標に「幼児・児童・生徒のウェルビーイングの実現を目指して」をテーマに学力向上事業を推進している。

さらに、具体策として「確実に基礎学力を定着させ進級させること」「学力向上と生徒指導の一体化」を位置づけ進学率の改善に努めているところである。

　　本学力調査は、義務教育最終学年である生徒の学力実態を把握すると共に、高等学校進学に向けた最重要課題としての学習指導・支援に資するため、本市立中学校３年生を対象として実施する。

　　そこで、県内の高校進学状況等を踏まえた進路指導に資する学力調査及び分析を実施できる委託候補者を適切に選定する必要がある。そのため、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定するものとする。

なお、本実施要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めるものとする。

* 本事業は、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)を活用するものとする。

２　委託業務の内容

（１）業務名 ：令和７年度沖縄市学力調査（中３対象）業務

（２）選定方法：事前提案書（プレゼンテーション）、その他提出書類に基づく審査

（３）委託期間：契約締結の日～令和８年２月２７日まで

（４）業務内容：詳細は仕様書による。

（５）提案上限額 ：２，３８５，０００円（消費税および地方消費税を含む。）

※ この金額は契約額等を示すものではない。

３　応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。

　（１）単体企業として参加する場合

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第２項の

規定に該当しない者であること。

②県内に本店、支店又は営業所を有する者

   ③会社更生法（平成１４年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成１１年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされたものでないこと。

④参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄

市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

 ⑤暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条

に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

⑥公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を

脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

⑦国税、県税及び市税について未納がないこと。

（契約時に、証明書の提出を要します。９(６)参照）

（２）共同企業体（コンソーシアム）として参加する場合

　　　①県内に本店又は支店、営業所が所在する者を代表者とする共同企業体であるこ

　　　　と。

　　　②構成員が単体企業として参加する場合の②から⑦を全て満たしていること。

　　　③参加申込書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定

　　　　書を参加申込書とともに提出すること。

　　　④共同企業体の代表者の業務分担割合は全業務の過半を超える割合とすること。

　　　⑤本業務の管理担当者は、共同企業体の代表者の組織に配置すること。

４　募集等における主なスケジュール

（１）募集開始・・・・・・・・・・・・・・・令和７年６月２７日(金)

（２）質問書締切・・・・・・・・・・・・・・令和７年７月７日(月)正午

（３）参加申込書および企画提案書締切・・・・令和７年７月１８日(金)

（４）プレゼンテーション・・・・・・・・・・令和７年７月３０日(水)午後

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※ 詳細は別途通知

（５）契約・・・・・・・・・・・・・・・・・令和７年８月中旬予定

５　企画提案への申し込み

　　企画提案に参加を希望する方は、下記の参加申込書及び企画提案書を提出期間内に提出すること。

（１）提出物

参加申込書（様式１）及び企画提案書（様式２～様式８）・・・・・・・・・・・８部提出（１部原本、７部コピー）

　（２）提出期間

　　　　持参又は郵送を問わず、令和７年７月１８日(金)午後５時００分までの提出、必着とする。

　（３）提出方法

　　　　持参又は郵送により沖縄市教育委員会指導課に提出すること。郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

提出先　〒904－8501　沖縄県沖縄市仲宗根町26－1

沖縄市役所　教育委員会　指導部　指導課

（本庁７Ｆ） 電話：098-939-7976（直通）

６　企画提案書の作成

（１）提出する企画提案書類の規格はＡ４版両面とする。

（２）仕様書の記載事項等を踏まえて、上記様式２～８を除き２０頁以内とする。

（３）企画提案書は、事前に選定委員に審査資料として配布する。

プレゼンテーションの説明資料として、仕様書を踏まえ下記②ア及びイの項目について提案書を作成し８部提出（１部原本、７部コピー）すること。

（原本については印刷用として片面での提出）

①提案の基本的考え方

沖縄市における「学力向上」に向けた、基本的な考え方を記載すること。

仕様書記載事項以外の他社比較による特色及び優位性・独自性等も記載すること。

②業務の実施計画

以下の内容について記載すること。

ア テスト実施について、テスト内容や結果の活かし方、全国の事例などアピールしたい事項

イ 全体スケジュール（作成、配布、回収、結果集計、事後研修など具体的かつ詳細に記載すること。）

７　質問の受付

　　募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

　（１）質問書締切

　　　　令和７年７月７日(月)正午まで

　（２）提出方法

ＦＡＸまたは電子メール（いずれの方法でも締切日時内必着とする。）にて質問書（様式９）を提出すること。

ＦＡＸ：098-937-3548　　　電子メール：kyo\_sidob04@city.okinawa.lg.jp

※送信の旨、電話連絡をすること。

　（３）質問の回答

　　　　質問に対する回答は令和７年７月１２日(金)までに市公式ＨＰにて公表する。

８　選定方法

（１）審査方法

審査は、非公開とする。

沖縄市で構成する委託候補業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、各委員が各提案内容を評価項目に沿って評価し、その評価した点数に基づき、委託候補者を決定する。ただし、最優秀者の合計点数が５０％に満たない場合には、委託候補者を選定しないことができる。

（２）プレゼンテーション開催日時

　　　令和７年７月３０日（水）午後

　　　ア 日時、順番、場所、時間等については、別途通知する。

イ 企画提案書の内容に基づいて説明すること。  
　　　　ウ 実際の業務に携わる責任者が必ず出席すること。

（３）提案説明時間　　　　　　１５分

（４）提案に対する質疑応答　　１０分程度

（５）審査項目（委員会において、審査項目の追加等を行うことがある）

①業務実績

②実施体制

③趣旨理解

④優位性

⑤調査内容 （本市の教育内容に応じた内容か、分析データは学力実態をより把握しやすいものか、授業改善・進路指導につながるものか等）

⑥スケジュール

⑦個人情報の取扱および危機管理

（６）審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に書面で通知する。

９　契約に関する事項

（１）見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、委員会が選定した委託候補者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、委託候補者から見積徴取及び業務委託契約の締結ができない場合には、委員会による評価の次点者を当該見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

①最優秀者が、地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当することとなったとき

②最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき

③最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

④最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

⑤その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

（２）業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る予算の範囲内とする。

（３）業務委託の実施条件

①本業務委託の内容については、委託候補者との協議のうえ、沖縄市において定める。

②本業務委託契約の仕様決定にあたり、委託候補者に対し業務委託の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

③企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により請負者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

（４）契約内容等

本業務委託の契約は、沖縄市契約規則によるものとする。

　（５）不可抗力

　　　　天災地変、感染症、その他不測の事態の発生等、双方の責に帰することができない事由により、契約の全部または一部が遅滞または履行できない場合は、その対応について双方で協議する。

　（６）契約時における提出書類

ただし、沖縄市行委託競争入札参加資格に関する要綱（平成8年11月5日要綱第5号）第5条の沖縄市業務委託登録名簿に登録されている者は、提出を省略することができる。

①納税証明書（国、県、市町村税の滞納のない証明書）

　　　　②履歴事項全部証明書

　　　　③法人、団体等の定款又は設立趣意書

　　　　④その他必要と認める書類

１０　留意事項

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

④本実施要領に違反すると認められる場合。

⑤前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等委員長が認めた場合。

（２）提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（誤字・脱字等の軽微なものを除く。）なお、提出書類は返却しないものとする。

（３）費用負担

プロポーザル参加に要する全ての費用等は、参加者の負担とする。

（４）その他

①参加者は、プロポーザル企画提案書の提出をもって、プロポーザルに係る事項（参加者要件等）の記載内容に同意したものとする。

②審査に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

③電話等による個別審査結果についての問合せには応じない。

③プロポーザル参加者は、他の参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。

④プレゼンテーションに電子機器使用の場合、企画提案書提出時に事務局に申出ること。

１１　事務局

事務局は、教育委員会指導部指導課に置く。

　　　電話：098-939-7976（直通）　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kyo\_sidob04@city.okinawa.lg.jp